

総合評価書

1. 政策評価の対象とした政策（法10条1項1号） 犯罪被害者等施策の総合的推進					
2. 担当部局（法10条1項第2号） 政策統括官（共生社会政策担当）			3. 作成責任者 参事官（犯罪被害者等施策担当）及川京子		
4. 政策評価時期（法10条第1項第2号） 平成28年3月			5. 評価対象期間 平成23年度から平成27年度		
6. 政策の概要 犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画（計画期間は平成23年度から平成27年度までの5年間）に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。					
7. 達成すべき目標 犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現。					
8. 関連予算額・執行額の推移（単位 百万円）					
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	8,348	7,907	7,834	7,749	7,706
執行額	6,227	6,091	5,080	4,639	—
9. 評価の観点（法第10条1項第3項） 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第24条において、犯罪被害者等施策推進会議は、犯罪被害者等のための施策の実施の状況を検証し、評価することとされている。当該会議では、平成27年11月18日に、「第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）の実施状況の評価」（別添）を決定しており、この評価結果を基に、政策の有効性について評価を行うこととする。					
10. 政策効果の把握の手法及びその結果（法第10条1項4号）					
(1) 政策効果の把握の手法 「第2次犯罪被害者等基本計画」に掲げた各種施策の実施状況について、年次報告である白書を参考にしつつ、上記実施状況の評価を基に、主な政策分野について評価する。					
(2) 分野別評価					
分野1：損害回復・経済的支援					
① 目標・目的 犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより、経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れるなどのため、住居を移す必要が生じたり、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての無理解等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、犯罪被害者等の損害を回					

復し、経済的に支援するための取組を行わなければならない。

② 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	6,898	6,386	6,337	6,228	5,992
執行額	5,708	5,621	4,640	4,177	—

※関連予算（他省庁予算含む）

③ 具体的施策

- 関係省庁や有識者を構成員とする検討会における施策の検討及びその推進（内閣府）
- 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進（内閣府）

④ 政策効果の発現状況

- 検討会の実施及び施策の推進

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」を開催し、平成 26 年 1 月に議論の経過及び提言について取りまとめを行った。この取りまとめに基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号）が改正され（平成 26 年 11 月 1 日施行）、犯罪被害者等給付金の支給対象事案の範囲が拡大された。

「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」を開催し、平成 25 年 1 月に最終取りまとめを行った。この取りまとめを受け、警察庁において、「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、平成 27 年 4 月に、カウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと、それと並行して同制度の周知や、心理療法等の実施者となる医師や心理職の養成を強化することを期待することなどを内容とする報告書を取りまとめた。

これらの施策の進捗状況を、白書の取りまとめ等により確認し、施策の推進を図った。

- 地方公共団体における見舞金制度等の導入促進

地方公共団体に対して、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度等の導入について要請しており、平成 23 年 4 月と平成 27 年 4 月を比較すると、見舞金制度を導入しているのは、56 市町村から、2 政令指定都市、99 市町村に拡大している。

⑤ 政策に対する評価

- 検討会の実施及び施策の推進

平成 26 年 3 月、犯罪被害者等施策推進会議において、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」取りまとめに従った施策の推進について決定した。この決定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給対象事案の範囲が拡大され、犯罪被害者等に対する支援の充実につながっている。一方、検討会取りまとめに盛り込まれた、海外での犯罪被害者等に対する経済的支援については、いまだ実現できてお

らす、引き続きその具体化に向けた取組を推進していく必要がある。

平成 25 年 3 月の犯罪被害者等施策推進会議決定（「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の最終取りまとめに従った施策の実施の推進について）を踏まえ、警察庁の下で開催された「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」における提言内容を早期に実現するため、予算を確保していく必要がある。

○地方公共団体における見舞金制度等の導入促進

地方公共団体による見舞金制度等は、平成 23 年 4 月から比較すると、導入した市区町村が大幅に拡大しており、犯罪被害者等に一番身近な市区町村における支援が拡充されていると考えられる一方、未だ導入していない市区町村が多く残っていることから、引き続き、地方公共団体に対する地道な働き掛けが必要である。

分野 2：精神的・身体的被害の回復・防止

⑥ 目標・目的

多くの犯罪被害者等は、生命・身体に重大な被害を受ける。また、当該犯罪等が意図した直接的な精神的・身体的・財産的被害を受けるのみならず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受ける。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療、福祉等の過程で配慮に欠けた対応をされることによっていわゆる二次的被害を受けることもある。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない。

⑦ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	616	723	707	723	850
執行額	171	170	149	166	—

※関連予算（他省庁予算含む）

⑧ 具体的施策

○人材育成：地方公共団体職員研修（内閣府）

⑨ 政策効果の発現状況

○職員に対する研修の充実等

犯罪被害者等に接する職員等に対する研修を充実させることにより、犯罪被害者等の心情に対する理解を深めさせている。また、研修会は、犯罪被害者等からの講演や事例検討により参加者の資質の向上を図るのみならず、参加者のネットワークづくりにも貢献しており、関係機関の連携の推進も図られている。

研修内容の検討に当たっては、各地域の特性やニーズに配慮することとしており、例えば、政令指定都市で実施する場合には、住民に最も近いところで住民サービスを行う区役所の職員に対して、具体的な対応スキルや被害者の置かれた状況についての

講義を実施するなどしている。また、離島が多い地域では、離島の市町村職員等に対し、離島の犯罪被害者等でも活用できる支援サービスについての説明などを行うことで、離島地域における犯罪被害者支援体制の拡充につながっている。

研修の受講者に対するアンケート結果では、回答をした人のうち、犯罪被害者等施策に関する研修会に「初めて参加した」という人が平成27年度はおおむね7割以上であった。また、研修内容が「参考になった」と回答した人が平成26年度、27年度では、おおむね80%以上であり、100%の開催地もあった。

これらの研修結果については、他の地域においても参考となるよう、全国の都道府県・政令指定都市に開催結果を共有している。

⑩ 政策に対する評価

○職員に対する研修の充実等

初めて犯罪被害者等施策に関する研修を受講する者も多く、犯罪被害者等に接する職員等に対する研修を充実させることにより、犯罪被害者等施策に対する関心を高め、犯罪被害者等の心情に対する理解を深めさせていると評価することができる。また、開催地域の特性に配慮した研修内容を実施しており、地域や受講者のニーズに即した効果的な研修となっている。

一方で、犯罪被害者団体等からは、引き続き犯罪被害者等の心情等に配慮した対応を望む声があることから、今後とも、職員等に対する研修の一層の充実を図っていく必要がある。

分野3：支援等のための体制整備

⑪ 目標・目的

被害直後から様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を民間の支援団体とともに構築していく必要があり、支援等のための体制整備への取組を行わなければならない。

⑫ 分野別予算額・執行額推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
予算額	702	707(再掲18)	686	676	811
執行額	297	280(再掲8)	238	241	—

※関連予算（他省庁予算含む）

⑬ 具体的施策

○地域における被害者支援の普及促進事業（H23, H24, H25）（内閣府）

○地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業（H26, H27）（内閣府）

⑭ 政策効果の発現状況

○地方公共団体における体制整備

「地域における被害者支援の普及促進事業」では、**実地演習やワークショップ（支援の現場における支援のロールプレイ、講義等）**を行い、「地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業」では、**地方公共団体職員など、地域において犯罪被害者等に関わる者に対する研修や、犯罪被害者等の支援に要する連携体制を関係機関・団体を交えてシミュレートし、関係機関の連携を強化する取組等**を実施した。それらの事業や、**犯罪被害者等施策主管課室長会議等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口（総合的対応窓口）の設置を要請してきたことにより、地域における犯罪被害者等施策の重要性の認識が高まり、都道府県・政令指定都市については、平成 23 年度以降全地域において、総合的対応窓口が設置されている。市区町村の総合的対応窓口の設置率は、事業開始前の平成 23 年 4 月 1 日時点では約 56%であったが、平成 27 年 4 月 1 日時点では、全国約 90%の市区町村に設置されている。**

⑮ 政策に対する評価

○地方公共団体における体制整備

犯罪被害者等に関する総合的対応窓口の設置は、市区町村においては設置率が 56%から 90%まで大きく進展し、**地域における犯罪被害者等支援体制の整備は確実に進んでいる**と言える。しかし、**いまだ未設置の市町村があることから、引き続き、その設置について促進していく必要がある。**また、既に総合的窓口が設置されている地方公共団体に対しては、**犯罪被害者等に対する適切な対応がなされるよう、その窓口機能の充実を促進していく必要がある。**

分野 4：国民の理解の増進と配慮・協力確保

⑯ 目標・目的

犯罪被害者等施策が措置されても、国民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されず、また、犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるもので、**施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である。**したがって、様々な分野・場面で、**教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組を行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組を行わなければならない。**

⑰ 分野別予算額・執行額推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
予算額	74(再掲 3)	72(再掲 3)	69	91	33
執行額	39	16	45	48	—

※関連予算（他省庁予算含む）

⑱ 具体的施策

○広報啓発：犯罪被害者週間（12月）（内閣府）

⑲ 政策効果の発現状況

○「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施

毎年、犯罪被害者週間にあわせて、各地でイベントが開催されるなど、集中的な啓発活動が推進されている。犯罪被害者週間では、犯罪被害者に関する標語を広く国民一般から募集しており、犯罪被害者等に対する理解の促進を図っている。また、シンボルマークを作成し、その名前を公募するなどして、犯罪被害者等施策への社会の関心を高めるなどして、効果的な広報啓発を行っている。

毎年度実施している中央イベント及び各地域における被害者週間イベントについては、開催都市の人口やテーマ等により参加者数は変動するが、各開催地で平均すると約 200 人から 300 人が参加している。参加者に対するアンケート結果では、回答した人のうち、「非常に有意義」又は「有意義」と回答した人は平成 26 年度、平成 27 年度の全ての開催地で 95%以上であった。また、標語の募集については、平成 23 年度は 2,539 件の応募だったのに対し、平成 27 年度は 5,123 件と 2 倍以上の応募がなされており、犯罪被害者週間の知名度が高まっていることがうかがえる。

⑳ 政策に対する評価

毎年、犯罪被害者週間にあわせて、各地でイベントが開催されるなど、集中的な啓発活動が推進されており、標語の募集の件数が増加していることなどから、国民の犯罪被害者週間の知名度が確実に高まっており、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての国民の理解を深めることにつながっていると見える。今後も、犯罪被害者等の置かれた状況等について、より広く国民に理解してもらい、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っていく必要がある。

1 1. 政策評価の結果（法第 10 条第 1 項第 7 号）

犯罪被害者等推進会議では、平成 27 年 11 月 18 日に、「第 2 次犯罪被害者等基本計画（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定）の実施状況の評価」を決定しており、その中で、以下のような総括が行われた。

「第 2 次犯罪被害者等基本計画は、犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議

決定)に引き続き、4つの基本方針及び5つの重点課題を掲げ、これらに基づき、関係省庁が横断的かつ総合的な施策を展開してきた。これら施策にあつては、着実に推進が図られ、一定の成果をあげたものと評価できる。

しかしながら、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からは、依然として、広範囲・多岐にわたる要望・意見が寄せられており、中長期的な支援を含め更なる取組の強化を図っていく必要がある。また、性犯罪や児童虐待の被害者など被害に遭ったにもかかわらず、自ら声をあげることができないなどの理由から、被害が潜在化しやすく、そのニーズを把握することが困難な被害者に対する支援等についても、今後、検討していく必要がある。」

進展した内容として、例えば、「損害回復・経済的支援等への取組」に関しては、犯罪被害給付制度の更なる拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度については、国の支援・関与の下での全国展開等を盛り込んだ「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」(平成27年4月2日犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会)が取りまとめられ、同報告書で示された提言を実現していく方向で、一定の改善を図っていくこととなった。

「支援等のための体制整備への取組」に関しては、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備が促進され、第1次犯罪被害者等基本計画下で全ての都道府県に犯罪被害者等のための総合的対応窓口が整備された。第2次犯罪被害者等基本計画下では、市区町村においても窓口の設置が促進され、平成27年4月現在、約90%の市区町村に総合的対応窓口が整備された。

上記評価を受けて、第3次犯罪被害者等基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や民間被害者支援団体等による支援の充実や関係機関・団体等が連携することによる犯罪被害者等の生活再建を含めた中長期的な支援に関する施策や、潜在化しやすい被害者に対して、相談に適切に対応できるよう体制の充実を図るとともにこれら被害者の置かれた現状等に対する理解の促進を図るための施策等について検討等が行われた。

1 2. 学識経験を有する者の知見の活用 (法第10条第1項第5号)

有識者を含む犯罪被害者等施策推進会議において、施策の実施状況の検証、評価及び監視を行った。

→評価対象期間中、全4回開催予定

※第10回(平成25年3月27日)～第13回(平成28年3月開催予定)

犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された有識者を含む基本計画策定・推進専門委員等会議においても、施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐が行われた。

→評価対象期間中、全16回開催

※第9回(平成23年6月8日)～第24回(平成28年1月26日)

1 3. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報 (法第10条第1項第6号)

- ・犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)
- ・第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)

- ・第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）の実施状況の評価（平成27年11月18日犯罪被害者等施策推進会議決定）
- ・犯罪被害者白書

注）「法」とは行政機関が行う政策評価に関する法律（平成13年法律第68号）をいう。

「ガイドライン」とは政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）をいう。